

市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び
萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎
ビル等の今後の利活用に関する方針

令和5（2023）年8月

茅ヶ崎市

【目次】

1	背景及び目的.....	1
2	施設の概要（令和5年4月1日時点）及び今後の方向性.....	3
3	市民ギャラリーの廃止.....	6
4	市民窓口センターの廃止.....	20
5	廃止後の方向性（案）.....	25
6	廃止等による効果見込額.....	26
7	廃止等にかかるメリット・デメリット（まとめ）.....	28
8	経緯及び今後のスケジュール.....	29

1 背景及び目的

本市では、人口減少や少子高齢化等、社会情勢の大きな変革期を迎え、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、今後一斉に更新時期を迎え、多額の財政負担が見込まれる公共施設等について、様々な取組の推進を実行することが急務となっています。

この状況下において、本市は、『茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針』（令和2年9月）を策定するとともに、『茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画』（平成28年3月）を令和4年3月に改訂し、『茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）』を策定しました。

当該改訂については、今後も将来にわたって持続可能な行財政運営を実現し、安全・安心な市民サービスを提供することを目的とし、「長寿命化の推進と維持管理コストの最適化」、「市有財産の利活用」、「建築物系公共施設の総量縮減と施設配置の適正化」という3つの基本方針を掲げ、公共施設マネジメントを推進することとしており、実効性のある計画として、あらゆる選択肢の中からこれまで以上に一步踏み込んだ施策を展開するため、抜本的な改訂を行ったものです。

こうした取組を踏まえ、本市においては、全ての公共施設等及び市有財産を対象に、上記3つの基本方針に基づき、公共施設等の統合・複合化・廃止・利活用等の検討を行っております。

その一環として、ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設において提供している市民サービスを見直すこととし、令和4年6月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントを通じて、市民ギャラリー・窓口センターの廃止等に関する様々な御意見をいただいたことや、市議会に本方針の再考を求める陳情が出されたことなどから、当該パブリックコメントの結果については、公表を延期し、改めて市民の皆様の御意見をいただく必要があると判断いたしました。以来、市民アンケートやオープンハウス、利用者説明会等を実施し、時間をかけて検討を行ってまいりました。

これまで市民参加の場でいただいた御意見等を踏まえ、代替手法や類似施設等についての状況も勘案し、検討を重ねた上で、ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設において提供している市民サービスについて段階的に廃止することといたしました。

市民ギャラリーにつきましては、近隣に類似機能を有する施設が存在すること、利用率は5割程度で推移していましたが平成30年度から減少傾向となっていること、市の文化芸術の拠点である市民文化会館に利用者が集まり文化活動の活発化が期待できる状況であることから、令和6年12月末より段階的に廃止します。

茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターにつきましては、『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）において、各出張所整備後の市民窓口センター廃止の方針が策定されており、廃止の方向性についてこれまで検討してまいりました。現状と

して、マイナンバー利用事務の増加により証明書の添付の必要性が減少していることや、令和5年度中には多くの行政手続において戸籍謄抄本の添付が原則不要となり、他の代替機能で補完できる状況が整ってきていることから、令和6年3月末に廃止します。

また、図書業務（配本所）については、コロナ禍対応等が必要とされていること等を踏まえ、令和5年3月末に移転しました。

なお、廃止等により発生する空きスペースについては、民間貸付の場として利活用します。

本件については、当該取組の先駆けとなるものですが、今後、様々な公共施設等に関する見直しの取組を引き続き行ってまいります。

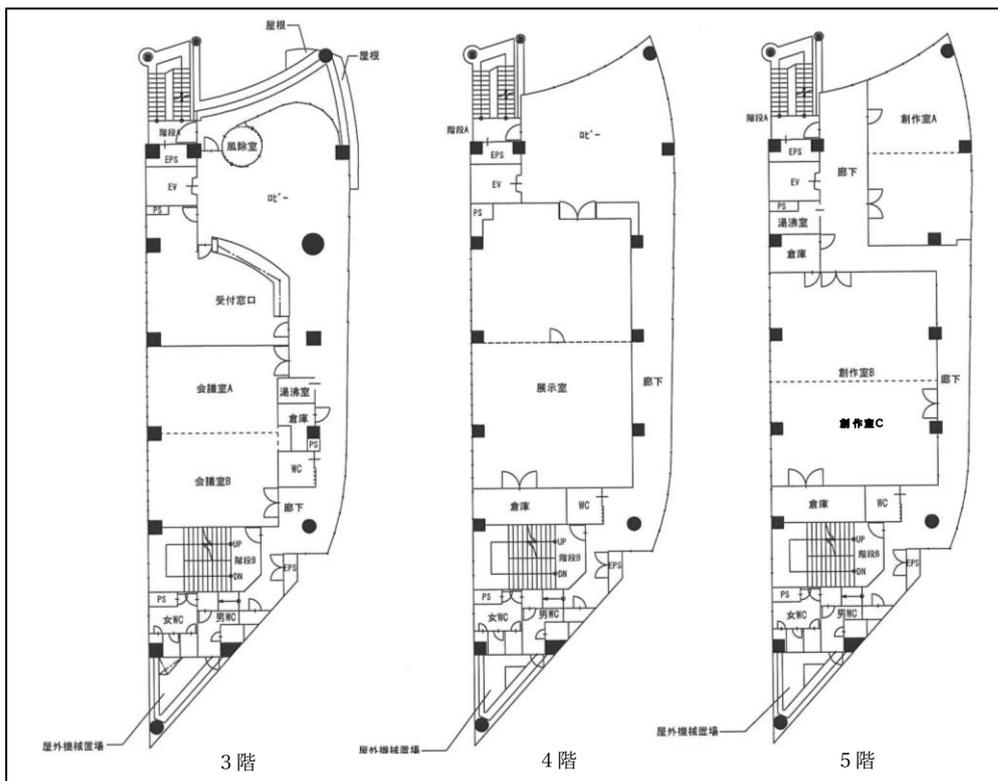
2 施設の概要（令和5年4月1日時点）及び今後の方向性

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル

建物名称	ネスパ茅ヶ崎ビル（3～5階）	
建築年月日	平成4年3月20日（築31年）	
建物構造	鉄筋コンクリート造（目標耐用年数60年）	
休館日	年末年始（12/29～1/3）	
運営方法	市民ギャラリー	茅ヶ崎駅前市民窓口センター
	直営（会計年度任用職員10人（うち2人は夜間職員））	直営（短時間再任用職員3人、会計年度任用職員2人）

《平面図》

フロア	施設名	諸室	開館時間	業務内容	今後の方向性	
					現機能	後利用
3階	茅ヶ崎駅前市民窓口センター	窓ロスペース	月・金 11:00～19:30 土日祝 8:30～17:00	住民票発行業務等	廃止統合	利活用 (民間貸付)
			月～金 9:00～17:00 土日祝 8:30～17:00	生涯学習相談業務	廃止統合	
	市民ギャラリー	まなびの窓口	9:00～21:30 (17:00以降は貸館の利用終了まで)	貸館	廃止統合	
4階	会議室A・B	※創作室は廃止時期未定				
5階	展示室					
		創作室A・B・C				

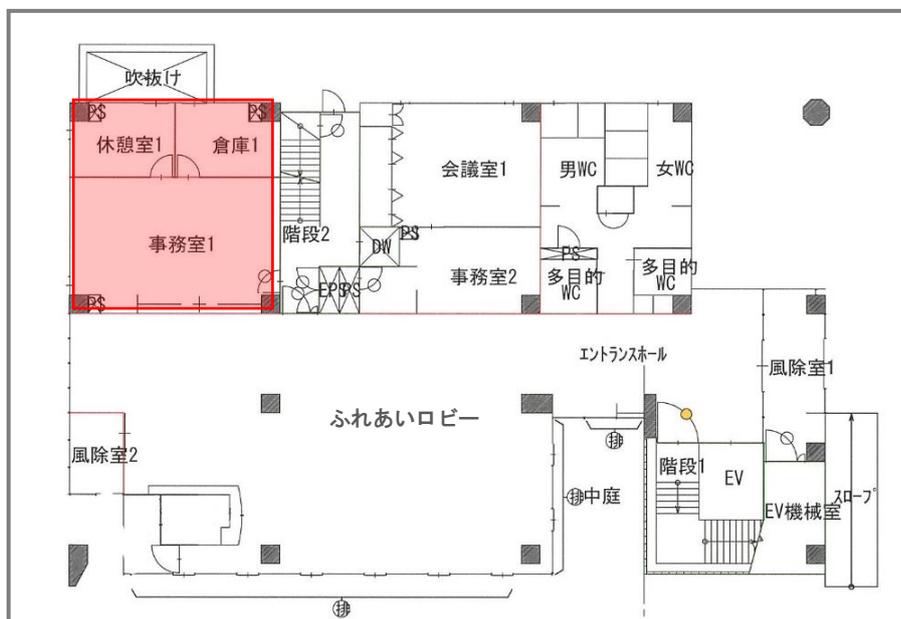


(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

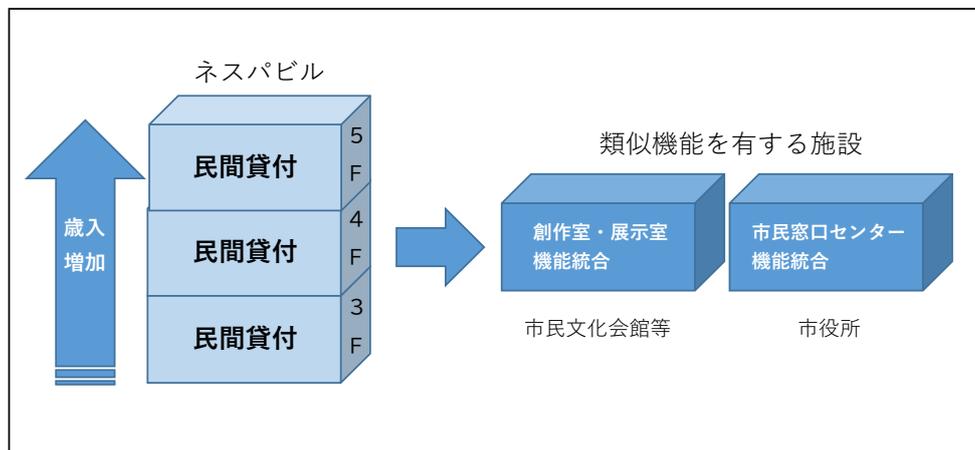
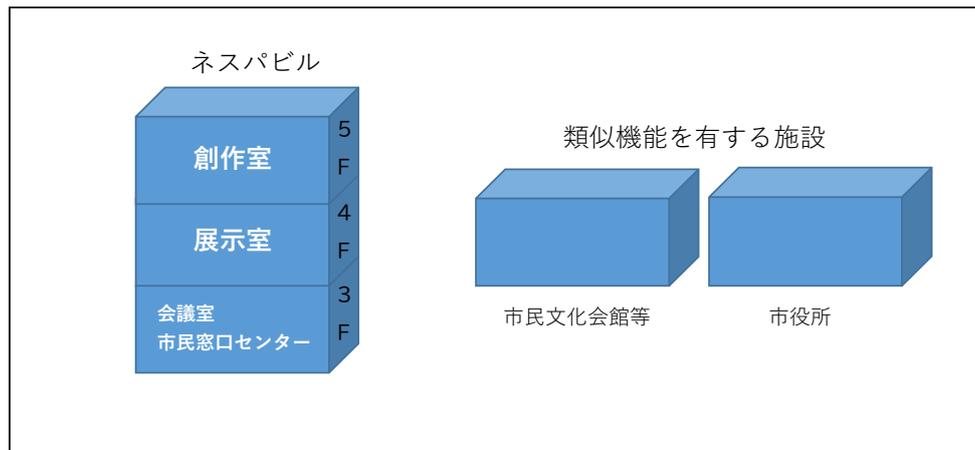
建物名称	萩園市民窓口センターほか複合施設	
建築年月日	平成13年10月31日(築23年)	
建物構造	鉄筋コンクリート造(目標耐用年数60年)	
休館日	年末年始(12/29~1/3)	
運営方法	萩園市民窓口センター	老人憩の家萩園いこいの里 萩園ケアセンター
	直営(正規職員1人、会計年度任用職員2人)	指定管理

フロア	施設名	諸室	開館時間	業務内容	今後の方向性	
					現機能	後利用
1階	萩園市民 窓口センター	窓口スペース	月~金 8:30~ 17:00	住民票発行業務 等	廃止統合	利活用 (民間貸付)
	萩園いこいの 里	会議室、事務室 ふれあいロビー	火~日 9:00~ 21:00 (7月から9月 は21:30まで)	-		
2階	萩園ケアセン ター	フロア全体	月~土	デイサービス事 業	指定管理継続 (令和4年4月1日 ~令和9年3月31 日)	
3階		介護会議室 介護者教育室	第1・第3日曜日 8:30~17:00			
	萩園いこいの 里	大広間、和室、 洋室、娯楽スペ ース	火~日 9:00~ 21:00 (7月から9月 は21:30まで)	高齢者向け 貸館		

《 1階平面図 》



(3) 今後の方向性のイメージ



3 市民ギャラリーの廃止

(1) 方針の概要（廃止の内容及び理由）

パブリックコメント、市民アンケート調査、利用者意見募集、利用者説明会等でいただいた御意見を踏まえ、検討を行い、令和6年12月末より段階的に廃止することとします。（(5) (6) (7) 参照）

ア 廃止の理由

- (ア) 3階会議室・4階展示室は希少性に関する意見が少なく、近隣に類似機能を有する施設が存在することから、廃止後の影響が比較的少ないと考えられるため（(2) 参照）。5階創作室は希少性に関する意見が多く、引き続き利用者から意見を伺いながら、類似機能を有する施設の機能を整える必要があるため。
- (イ) 利用率が元々低い水準で、新型コロナウイルスまん延の影響を受ける以前から減少傾向にあるため（(4) ア参照）。
- (ウ) 文化施設を集約することで得られる効果により、市民の文化活動の活発化が期待されるため（(3) 参照）。

イ 廃止の内容

(ア) 3階会議室 ⇒ 令和6年12月末にて廃止

会議室は機能の希少性に関する意見がなく、市民ギャラリーから半径600m圏内に類似機能を有する施設が8施設あるため（(2) 参照）。

(イ) 4階展示室 ⇒ 令和6年12月末にて廃止

展示室は施設の希少性に関する意見が少なく、駅から徒歩7分程度、駐車場・バス停が施設前にある類似機能を有する施設の市民文化会館展示室が同等機能を有しているため（(2) 参照）。

(ウ) 5階創作室 ⇒ 廃止時期未定

施設の希少性に関する意見が多く、既存の類似機能を有する施設を補完する案として当初方針にはなかった市民文化会館会議室に創作機能を付加する改修案を利用者説明会にて説明しましたが、様々な意見をいただき、当初から案内している類似機能を有する施設においても課題があることから、引き続き利用者との協議期間を設ける必要があるため（(7) 参照）。

(エ) その他

・ 3階事務室 ⇒ 令和7年4月から5階創作室A半面に移転

令和6年12月末にて3階会議室・4階展示室を廃止し、令和7年4月以降、3・4階は民間への利活用を行う予定となりますので、3階事務室は、5階創作室A半面（窓側）に移転します。

・ 5階創作室夜間区分 ⇒ 令和6年12月末に廃止

創作室の夜間区分（17～21時）利用率は、利用率が2～3%（令和3・4年度）と著しく低く、令和7年1月以降は、創作室のみの運営となるため、夜間区分（17～21時）を廃止します。

(2) 市民サービスの補完

ア 貸館（展示室・会議室等）

市民ギャラリーは、美術作品の発表と鑑賞の場、創作活動の場、講習会等の場を提供し、市民文化の向上に寄与することを設置目的としていますが、廃止後は、同様の目的を掲げている市民文化会館をはじめとする近隣の施設へ機能集約することとします。

なお、機能集約にあたり、市民ギャラリーと立地が比較的近い施設へ市民ギャラリーの備品を転用するなど、可能な限り利用者の利便性を維持できるよう努めます。

また、これら施設は、時期によっては予約希望が多く重なることも予想されますが、利用状況には余裕がありますので、詳細な施設情報を発信し、多くの方に利用いただけるよう努めます。

※ 類似機能を有する施設一覧【市民ギャラリーから半径 600m 圏内】

【展示室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員
市民文化会館 （全面利用のほか、2分割又は3分割での利用が可）	展示室A室	74 m ²	規定なし
	展示室B室	56 m ²	規定なし
	展示室C室	115 m ²	規定なし
美術館（展覧会会期中は除く。）	展示室2	169 m ²	規定なし
	展示室3	75 m ²	規定なし

【会議室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員
市民文化会館	大会議室	123 m ²	82 人
	第1会議室	52 m ²	36 人
	第2会議室	52 m ²	36 人
	第3会議室	37 m ²	24 人
	第4会議室	44 m ²	30 人
	第5会議室	41 m ²	14 人
市役所分庁舎コミュニティホール	会議室A	71 m ²	36 人
	会議室B	71 m ²	36 人
	会議室C	47 m ²	8 人
男女共同参画推進センター	大会議室	103 m ²	100 人
	第1会議室	24 m ²	15 人
	第2会議室	48 m ²	30 人
	第3会議室	24 m ²	15 人

高砂コミュニティセンター	ホール 1	79 m ²	40 人
	ホール 2	61 m ²	40 人
	会議室 1	44 m ²	24 人
	会議室 2	37 m ²	18 人
	会議室 3	39 m ²	20 人
青少年会館	研修室 1・2	87 m ²	60 人
勤労市民会館	A 会議室	20 m ²	12 人
	B 会議室	19 m ²	12 人
	C 会議室	36 m ²	18 人
	D 会議室	33 m ²	18 人
	B 研修室	76 m ²	45 人
	C 研修室	25 m ²	16 人
図書館（社会教育関係団体のみ利用可）	第 1 会議室	60 m ²	72 人
	第 2 会議室	40 m ²	24 人
	第 3 会議室	18 m ²	8 人
茅ヶ崎地区コミュニティセンター	第 1 会議室	25 m ²	20 人
	第 2 会議室	25 m ²	20 人
	第 3 会議室	53 m ²	40 人
	第 4 会議室	30 m ²	20 人

【創作室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員
美術館	アトリエ	69 m ²	規定なし 主催のワークショップは 20 人
青少年会館	美工室	63 m ²	35 人
市民文化会館 ※ 創作機能付加改修をした場合 ※ 2 室を一体利用可	第 3 会議室	37 m ²	24 人
	第 4 会議室	44 m ²	30 人
※ 【市民ギャラリーから半径 600m 圏外】			
茅ヶ崎公園体験学習センター	美術工作室	72 m ²	36 人

※ 類似機能を有する施設は、施設ごとに利用方法等は異なります。各施設の利用方法等については、市ホームページに掲載している「市民ギャラリーの類似機能を有する施設一覧」を御覧ください。（市トップページ > くらし > 生涯学習 > 茅ヶ崎市民ギャラリー > 市民ギャラリーの類似機能を有する施設）



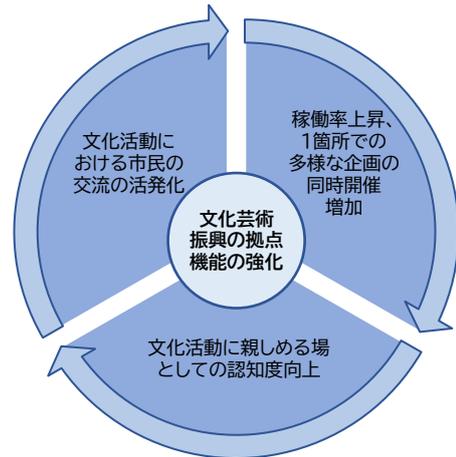
イ まなびの窓口（生涯学習相談業務）

まなびの窓口については、文化推進課窓口及びハマミーナまなびプラザへ集約することとします。

まなびの窓口の設置以降、並行して市ホームページ等において生涯学習に関する案内を充実させ、メールや電話による問合せにも対応しています。したがって、多様な媒体及び手段での情報提供や相談対応が可能となっており、窓口相談件数は減少傾向にあります。対面での相談希望者へは、課窓口（開庁日）及びハマミーナまなびプラザ（土日祝日含む。）において引き続き対応することとします。

(3) 集約による効果

年間を通じ、一般の利用に供する展示室がある公の施設は、市民ギャラリー（1室）と市民文化会館（最大3室※）です。2つの施設に分散していた展示室（＝活動の発表の場及び鑑賞の場）を市民文化会館に集約することで、市民文化会館では稼働率の上昇に伴い、右図のような効果が見込まれ、文化芸術振興の拠点としてより一層の機能の強化が期待されます。



施設の集約により、分散していた多様な利用者が集結することで、ささやかな趣味の作品から壮大な芸術作品まで、より多彩な展示・発表が展開されていくことを期待します。

また、市民ギャラリーとは異なり、市民文化会館では、千人を超える規模のイベントがあり、ホールでの鑑賞に訪れた多くの方が展示室に立ち寄る可能性があります。今まで作品鑑賞に馴染みのなかった方等を含め、より多くの市民が作品に触れるきっかけとなり、利用者にとっては新たな鑑賞者の獲得にもつながると考えます。

なお、市民文化会館展示室の2分割での利用による展示会の同時開催は、市民が相互に展示室の行き来ができることから、市民（鑑賞者・利用者）同士の交流が活発になることも期待されます。

※ 市民文化会館（大規模改修後の機能について）

市民文化会館の展示室は、平成29年3月から平成30年9月まで大規模改修を行ったことから、全面利用のほか、2分割又は3分割での利用が可能です。

また、1階エントランスロビー側は全面ガラス張りで、室外からの視認性が高く、他の目的で来館した市民の目にも留まりやすい構造となっています。

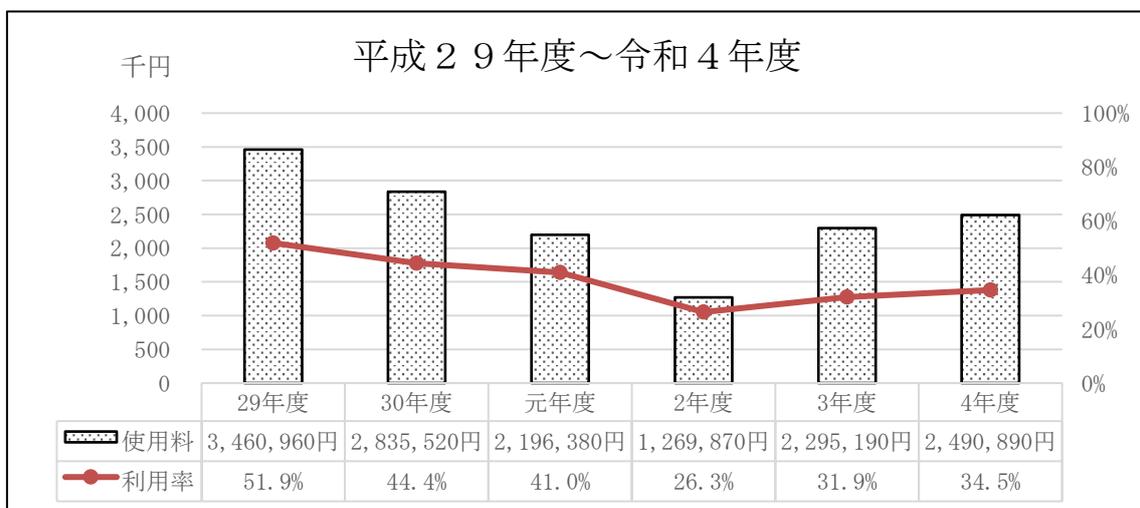
なお、市民ギャラリーには駐車場（来館者用・搬入搬出用）がありませんが、市民文化会館には駐車場及び展示室用の搬出入口があり、利便性に優れ、天候等に左右されにくいという利点もあります。

(4) 市民ギャラリー利用率・使用料等

ア 市民ギャラリー利用率と使用料の推移

施設名	時間帯	29年度			30年度			元年度			2年度			3年度			4年度		
		利用可能件数(件)	利用件数(件)	利用率(%)															
展示室	全日	348	287	82.5	359	258	71.9	329	174	52.9	270	51	18.9	358	127	35.5	347	140	40.3
	午前	1,041	573	55.0	1,077	515	47.8	988	431	43.6	814	299	36.7	1,078	488	45.3	1,041	512	49.2
	午後	1,041	749	72.0	1,077	634	58.9	988	587	59.4	814	303	37.2	1,078	493	45.7	1,041	454	43.6
	夜間	1,041	77	7.4	1,077	40	3.7	988	41	4.1	814	1	0.1	1,078	28	2.6	1,041	21	2.0
	合計	3,123	1,399	44.8	3,231	1,189	36.8	2,964	1,059	35.7	2,442	603	24.7	3,234	1,009	31.2	3,123	987	31.6
会議室(2室)	午前	710	526	74.1	718	476	66.3	658	405	61.6	542	218	40.2	718	330	46.0	702	378	53.8
	午後	710	543	76.5	718	477	66.4	658	392	59.6	542	218	40.2	718	298	41.5	726	342	47.1
	夜間	710	151	21.3	718	152	21.2	658	129	19.6	542	50	9.2	718	71	9.9	702	83	11.8
	合計	2,130	1,220	57.3	2,154	1,105	51.3	1,974	926	46.9	1,626	486	29.9	2,154	699	32.5	2,130	803	37.7
	総計	5,601	2,906	51.9	5,744	2,552	44.4	5,267	2,159	41.0	4,338	1,140	26.3	5,746	1,835	31.9	5,600	1,930	34.5

	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	還付	
使用料	27年度	3,229,250	369,740	161,830	264,270	323,830	291,450	296,160	284,300	280,640	293,150	194,720	264,790	280,370	76,000
	28年度	3,354,410	286,880	199,030	217,500	281,910	295,350	328,290	267,770	276,330	278,840	236,690	417,330	334,840	66,350
	29年度	3,460,960	190,840	261,130	271,670	286,970	316,970	345,880	267,350	249,540	354,650	241,480	335,660	352,420	13,600
	30年度	2,835,520	335,070	243,350	170,940	199,460	280,580	294,020	270,350	247,850	205,880	191,740	274,310	230,400	108,430
	元年度	2,196,380	336,390	332,240	199,410	184,760	316,030	328,460	194,050	242,860	228,690	207,700	245,380	218,260	837,850
	2年度	1,269,870	143,640	20,840	286,620	200,310	206,070	182,440	146,010	168,730	72,550	225,350	212,750	595,440	
	3年度	2,295,190	252,600	223,800	169,460	157,750	155,750	184,240	273,170	149,360	261,030	100,170	147,160	220,700	91,050
	4年度	2,490,890	274,350	272,860	181,820	124,330	169,720	185,820	203,080	171,880	199,450	155,210	205,300	347,070	61,360
	4-3年度	195,700	21,750	49,060	12,360	-33,420	13,970	1,580	-70,090	22,520	-61,580	55,040	58,140	126,370	-29,690



利用率については、平成29年度で5割程度であり、平成30年度から減少傾向が見られ、新型コロナウイルスの影響を受ける前から減少が続いていました。

また、令和元年度3月から2年度6月までの間は、新型コロナウイルスまん延による休館等により、急激な減少があり、特に令和2年度に低下しました。

令和3年度については、休館はなく、文化会館の展示室がワクチン接種会場となっていたこともあり、微増となりましたが、引き続き低い水準となりました。令和4年度については、利用率は若干の回復傾向が見られますが、コロナ以前の平成30年度と比較して10%の差があります。

なお、展示室の利用率は、平成30年10月に市民文化会館展示室がリニューアルオープンした翌年の令和元年度は前年度比19%の減少が見られます。一方で市民

文化会館展示室の利用率は、63.6%にとどまっております。利用者の分散が起きていると考えます。市民文化会館展示室への集約による効果により、市民の文化活動の活発化が期待されます。(3)参照)。

イ 利用料金の比較

(ア) 展示室

施設	室	面積 (㎡)	利用料金 (1日利用) (円)		利用料金比較 (円)		
			平日	土日祝日	1日利用		6日連続利用 (土日休2日含む)
					平日	土日祝日	
市民ギャラリー	展示室	134	9,420		9,420		56,520
市民文化会館	展示室A	74	3,900	5,060	6,850	8,890	45,180
	展示室B	56	2,950	3,830			
	展示室C	115	6,070	7,880	9,020	11,710	59,500

※ 市民ギャラリーは減免規定あり

※ 市民文化会館は使用方法により附属設備使用料あり

(イ) 会議室

施設	室	定員 (人)	面積 (㎡)	利用料金 (円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
				9:00 }	13:00 }	17:30 }	9:00 }	13:00 }	9:00 }
市民ギャラリー	会議室A	18	41	940	1,150	1,150	2,090	2,300	3,240
	会議室B	18	41	940	1,150	1,150	2,090	2,300	3,240
	定員1名あたりの料金			52.2	63.9	63.9	116.1	127.8	180.0
市民文化会館	会議室3	24	37	920	1,220	1,570	2,140	2,800	3,720
	定員1名あたりの料金			38.3	50.8	65.4	89.2	116.7	155.0
	会議室4	30	44	1,100	1,440	1,860	2,540	3,310	4,410
	定員1名あたりの料金			36.7	48.0	62.0	84.7	110.3	147.0

※ 市民ギャラリーは減免規定あり

※ 市民ギャラリーの夜間区分は21時30分まで

※ 市民文化会館の夜間区分は22時まで

ウ 市民ギャラリー減免内容

令和4年度	団体数 (団体)	件数 (件)	減免金額 (円)	一団体当たりの 平均減免金額 (円)
	70	877	1,087,380	15,534

(5) 市民アンケート調査結果

ア 対象

令和4年2月18日時点で茅ヶ崎市に住民登録のある16歳以上の方から無作為に抽出した5,000人の方

(ア) 回答者数 656人

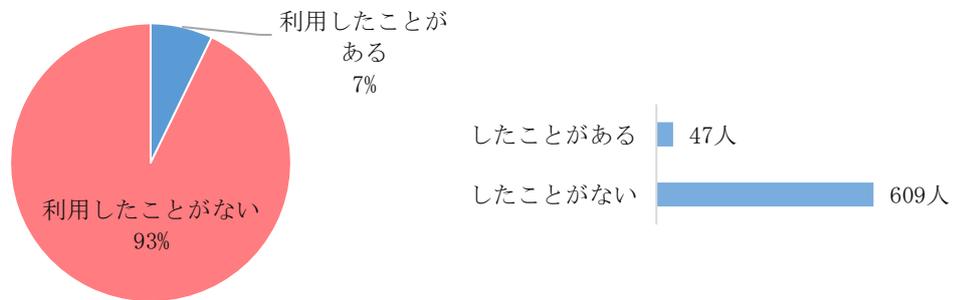
(イ) 回答率 13.1%

イ 期間

令和4年2月28日から3月22日まで

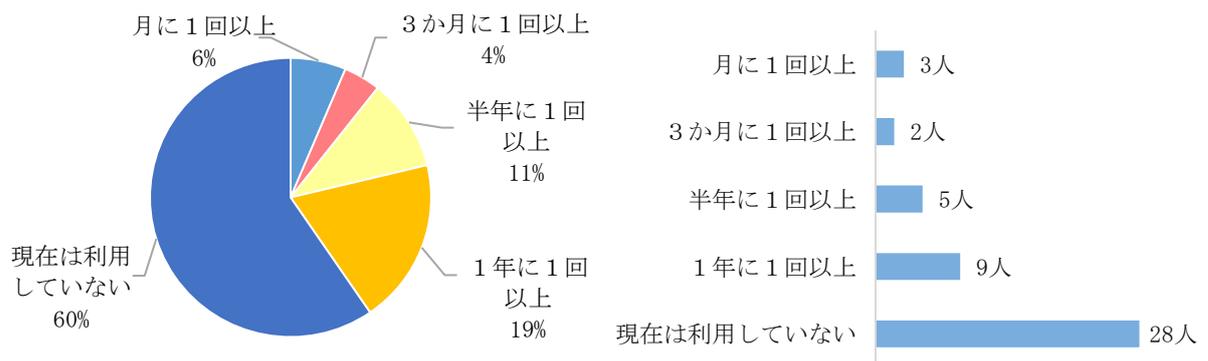
ウ 設問及び結果【抜粋】

設問4-1 「市民ギャラリーの貸室を利用したことがありますか。」

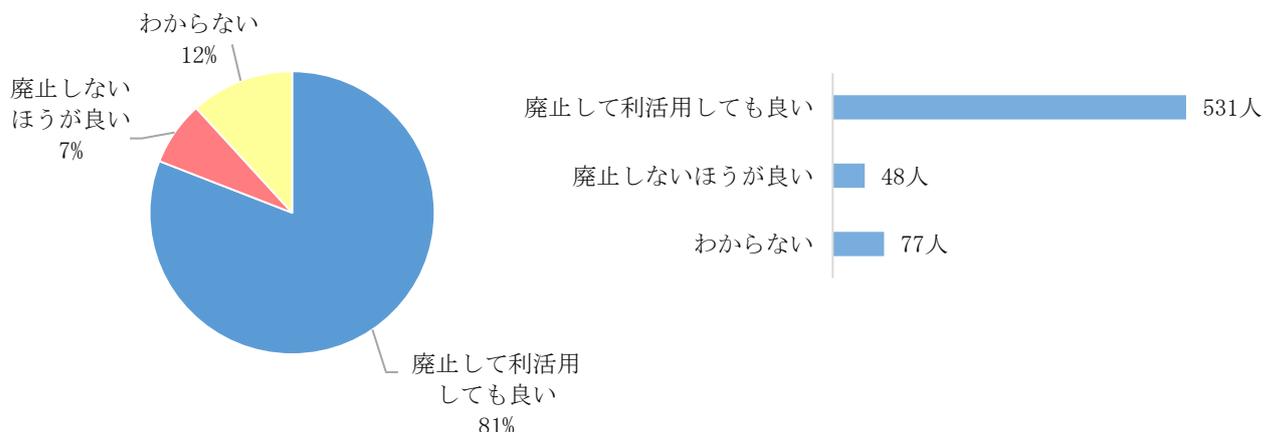


設問4-3 「どれくらいの頻度で利用していますか。」

※ この項目は、4-1で「利用したことがある」を選択した47人の方のみの御回答です。



設問9-1「市民ギャラリーを廃止し、空きスペースを利活用することについて、どのように考えますか。」



※ 市民アンケートの詳細については、市ホームページを御覧ください。

(市トップページ > くらし > 生涯学習 > 茅ヶ崎市民ギャラリー > 市民ギャラリーを廃止し利活用することについてのアンケート調査結果)



(6) 利用者意見募集結果

本計画について、利用者に意見を聴くため、通知を送付し、意見を募集しました。結果については次のとおりです。(令和4年4～5月実施)

ア 通知を送付した利用者 215件

※ 令和元年4月1日から令和4年4月19日の期間に当該施設を利用された方に送付

イ 意見を収受した利用者 58件

ウ 意見件数 151件

(存続に関する意見)

意見内容	件数
市民ギャラリーの存続を希望する	33
市民ギャラリーの廃止・利活用に対して理解がある	14

市民ギャラリーの存続を希望する意見には、創作室の存続を希望する意見が多くありました。また、彫刻や絵画等で利用するにあたり、部屋の広さ、備品、照明等が使い勝手の良い施設であるとの意見等がありました。

展示室については、趣味のサークルの発表の場として使用しやすい場所であるという意見等がありました。

また、存続希望の意見が多数あった一方で、廃止・利活用について理解を示された意見も一定数ありました。

(その他の意見)

意見内容	主な意見	件数
類似機能を有する施設に関する意見・要望について	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリー備品の転活用を希望する。 ・他施設に予約が集中し、確保が困難となる。 ・市民ギャラリーの創作室の機能（広さ、水道・照明設備等）と同等機能を有する施設がない。 ・市民文化会館等に創作室の新設を希望する。 ・他施設の詳細説明資料の作成を希望する。 ・市民ギャラリーと比較し、市民文化会館の利用料金が高い。 ・他施設を紹介された場合、高齢者が多いので、駅近の施設でないと利用が難しい。 	43
立地について	<ul style="list-style-type: none"> ・駅直結で利便性が高く、高齢者・障がい者・市外の方等が利用しやすい。 	12
その他意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前市民窓口センターの廃止に納得する。 	12
利用率減少について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率減少の原因はコロナ禍の影響が大きいと考える。 	10
財政的観点について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間貸付のための改修費が財政圧迫を招くと考える。 ・駅前施設の積極的活用として、活用できる民間に払い下げるべきである。 ・茅ヶ崎は全国的に著名であり、文化施設にネーミングライツを付与することで、財源が創出できる。 	7
市民ギャラリーに関するその他意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーの会議室は、2室に分けた場合、防音設備がないため声が聞き取りにくい。 ・近隣自治体共同でのギャラリー運営を希望する。 	7
施設周知について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者減少は、周知不足が原因である。 	5
使用料について	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設が引き続き使用可能な場合、減免規定の見直し、使用料の値上げも許容する。 ・廃止の前にまず減免規定の見直し・使用料の値上げを検討すべきである。 	4
文化生涯学習活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の趣味のサークルの「ささやかな趣味」の発表の場であったからこそ、生涯学習の発表の場にふさわしい。 	4

その他意見については、類似機能を有する施設に関する意見が最も多かったです。

(7) 利用者説明会結果

利用者意見募集及びパブリックコメント等でいただいた様々な意見を踏まえ検討した修正案（5年2月時点）に関して利用者に意見を聴くため、通知を送付し、説明会を開催しました。結果については次のとおりです。

ア 修正案概要

(ア) 3階会議室 ⇒ 廃止

市民文化会館をはじめとする市民ギャラリー半径600m圏内の類似機能を有する施設を案内

(イ) 4階展示室 ⇒ 廃止

類似機能を有する施設（主に市民文化会館展示室）を案内

(ウ) 5階創作室 ⇒ 廃止

類似機能を有する施設（主に市民文化会館会議室（創作機能付加改修後）、美術館アトリエ、青少年会館美工室、うみかぜテラス美術工作室）を案内

※ 5階創作室は、当初から案内していた類似機能を有する施設では、利用者からいただいた意見に対して課題があったため、新たに市民ギャラリー創作室に近い広さの市民文化会館第3・4会議室に創作機能を付加する改修案を作成し利用者に提案しました。

(エ) 廃止時期 未定

廃止時期については、現在未定であり、今後決定していきます。

イ 開催日 令和5年2月12日・15日

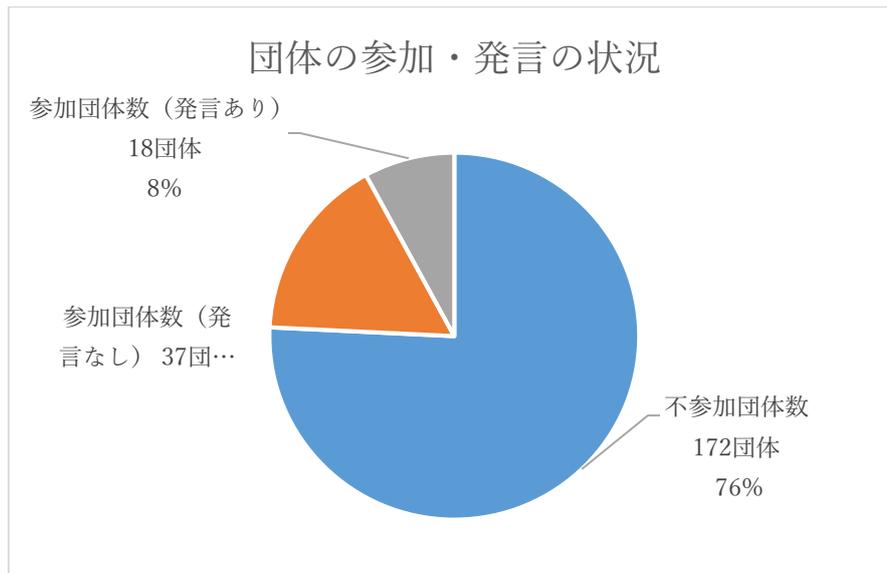
ウ 開催通知を送付した利用者 227件

※ 令和元年4月1日から令和5年1月31日の期間に当該施設を利用された方に送付

エ 参加団体数 55団体

オ 発言団体数 18団体

カ 意見件数 65件



意見内容	主な意見	件数
市外利用者の利便性に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーを利用しているのは、遠方から来る方にもわかりやすいからである。 ・個展開催時、駅近のため市民だけではなく市外の方も来てくれる。 ・藤沢から箱根湯本等の市外在住者の会員が集まるには、立地が良い。 ・創作室は画家の方が中心になって造られていて、横浜から茅ヶ崎まででこれだけの施設はない。 ・市外会員がほとんどで、市内で昼食・買い物を行い、市に貢献している。他市は市外在住者への対応が厳しいため予約ができない場合があるが、市民ギャラリーは在住場所での利用制限がないため、進んでいる。 	7
立地に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーは駅近のため通りかかった人が展示を見に来てくれる。（展覧会来場者の3分の1が該当） ・駅近だと若者も寄りやすい。車いすの方が来場できるのは市民ギャラリーだけである。 ・他市に誇れる施設で、駅近に市民の学びの場があることが素晴らしい。 ・他自治体は市民サービスが駅近くへ集約している。 <small>へんぴ</small> 辺鄙な場所に公共施設を造るのではなく、駅近に作るべきである。 ・会員が高齢化しており、駅近でアクセスが良い市民ギャラリーは生涯学習の場として意味がある。 	6

類似機能を有する施設のアクセスに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から不便という意見があるのであれば、マイクロバスを市民文化会館に回すべきである。 ・市民文化会館は、バスだと油彩・水彩は道具もあるので、20数名が一気に乗るのはいかがなものか。徒歩の場合は地下道の上り下りがある。 ・高齢者に、市民文化会館には駐車場がある。駅からバスに乗り換えて行けば良いと片づけられるとこの問題は解決しない。 	5
市の情報提供に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・5月の利用者への意見募集の後、情報が入って来なかった。情報がない中、タウンニュースで廃止の延期を知った。次回説明会の開催を希望する。 ・市の計画の全体像が市民には見えない。今まで利用者が一同に集まって意見を発言する場がなかった。 ・利用者に説明不足である。(以前は市民集会等で市民に財政危機を伝えていた。) ・類似機能を有する施設一覧の更なる情報掲載を希望する。 	5
類似機能を有する施設の機能に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化会館の会議室（創作機能付加後）は、油絵は流しに流さない等の条件で使用が可能となるのか。 ・市民文化会館の改修案は現実的ではない。(30名で描くにはせまい。カーテン1枚でモデルを着替えさせるのは失礼である。使用する度に机を畳んで移動するのは大変である。) ・市民文化会館第3・4会議室の有効面積81㎡とあるが、机を寄せるとその面積は確保できないのではないか。 ・代案である改修を考えている市民文化会館会議室では狭く、会員の人数制限が必要となり、困る。 	4
貸室の希少性に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に30名が活動できる大きな創作スペースはない。 ・他市にも駅近のギャラリーはあるが、茅ヶ崎で美術の展覧会ができるスペースは宝だと思う。 ・創作室はよくぞこのような立派な施設を造ってくれた。これを守っていただきたい。 	4
他施設の予約に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設の予約方法の統一化を希望する。 ・決まった曜日に講師を招いて活動しており、その曜日の類似機能を有する施設の空き状況を確認したら、大体予約が埋まっていた。市民ギャラリーでは、8割は予約が取れていた。 	4

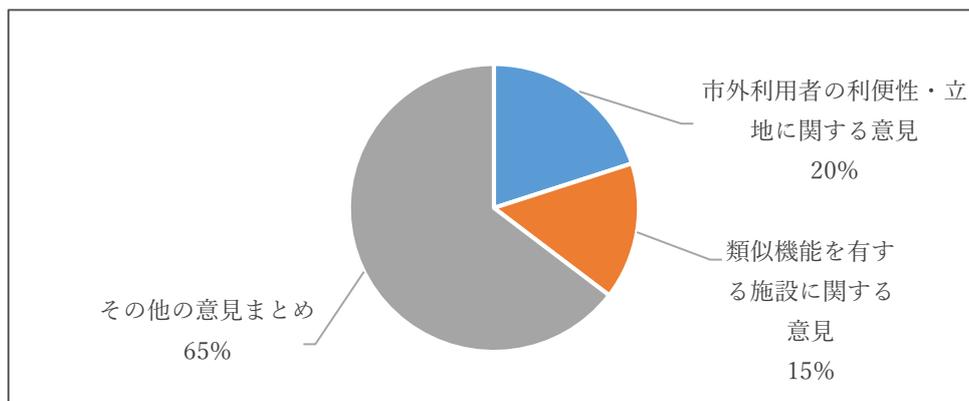
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーが廃止されると、その他の施設を使用する場合、抽選で外れることが多いと思う。 	
市の財政に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費削減による市民ギャラリーの経費節減はできないか。 ・箱物行政等、市の財政運営により緊急財政対策をやらざるを得なくなった。市民に負担を押し付ける受益者負担の考えはいただけない。 	3
利用率に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率が下がってきているというが、コロナの状況を見無視しているのではないか。昭和50年代に建てた公共施設が多くある中でなぜ市民ギャラリーを選択したのか。(利用率が低いのは理由にならない。) ・1、2、6、7、8月は利用者が少ない。数字のマジックで、利用率を年間でならして、高い低いは言わないで欲しい。 	3
利用料金の値上げに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減もさらに考えていただいて、稼働率を上げること、値上げをすること等を考えていただきたい。 ・利用料金が値上げされても、市民ギャラリーを使用したい。 	3
廃止理由への疑問	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーは、1人当たりのコストが他の公共施設と比較し少ないにも関わらず、なぜ廃止の対象となったのか。 ・少子高齢化を謳い文句にして、市民の財産から利益を上げるということを前提に進められていることに疑問を感じる。 	3
施設所管課のスタンスに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止への努力ではなく、市民ギャラリーを残す努力をして欲しい。 ・文化生涯学習課はバックアップする課なのに、場所を奪う話をする事自体に違和感がある。 	3
方針決定時期に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・いつになったら市の検討が終わるのか不安である。 	2
利活用に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に貸し出すよりも、文化施設として収支のバランスを良くする努力が必要である。(夜間の時間帯に若者に使用してもらおう工夫等) 	2
施政方針に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が「文化都市茅ヶ崎市を目指す」と言っていたが、市民ギャラリーを残すことが市の最大の誇りとなる。 	2
類似機能を有する施設の賃料に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化会館は貸室以外に照明等の備品の利用料金もかかるため割高になる。 	1

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者のためのボランティアをやっており、茅ヶ崎の障がい者への貢献は絶大である。私たちの市民ギャラリーでの月1回の会議が制限されると障がい者への貢献が低くなる。 ・5年間経てば人の入れ替わりがあるので、5年間は廃止しないことを検討して欲しい。 ・財政困難だから市としては継続ができないということだから、答えはすでに出ている。 ・市の資料（パブリックコメント資料の1人当たりの利用料金・利用率）の作り方が杜撰である。 ・藤沢市のように駅近の商業施設に市民ギャラリーを設置する案はないのか。 ・70～80代の高齢者を基本に検討して欲しい。 	8
-----	---	---

説明会に参加された55団体のうち、発言された18団体のほとんどが市民ギャラリー存続希望の主張をされていました。

意見としては、駅近で市外の方もアクセスしやすいこと、利用者登録において市外在住者の制限がないこと等、市外利用者の利便性に関する意見や、高齢者や車いすの方も使用しやすい、立ち寄りやすいという立地に関する意見を最も多くいただきました。これらアクセスに関わる意見は、全体の約20%でした。

次に多かったのは、類似機能を有する施設に関する意見（アクセス・機能・賃料）で、全体の約15%でした。



※ 説明会の詳細については、市ホームページを御覧ください。

(市トップページ > くらし > 生涯学習 > 茅ヶ崎市民ギャラリー > 市民ギャラリー廃止・利活用方針に係る利用者説明会について)



4 市民窓口センターの廃止

(1) 方針の概要

平成23年2月に策定した『窓口サービス提供のあり方』において、市内3つの地区拠点に出張所（辻堂駅前、香川駅前及びハマミーナ）を整備し、それにあわせて各市民窓口センターを段階的に出張所及び本庁舎に統合することとしています（5つあった市民窓口センターのうち、小和田市民窓口センター、香川市民窓口センター及び南湖市民窓口センターは既に廃止しています。）。

また、国を挙げた取組によるマイナンバーカードの普及及びマイナンバー利用事務の増加により窓口での証明発行の必要性の減少が想定されることや、令和5年度中には多くの行政手続において、戸籍謄抄本の添付が原則不要となること等、社会情勢の変化を踏まえ、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを令和6年3月末に廃止することとします。

※ パブリックコメント等において、市民窓口センターを廃止することによる利便性に関するご意見をいただきましたが、それについては、(4)市民サービスの補完：今後の証明書等交付事務に示した各方法により対応してまいります。

※ 出張所の整備方針と提供サービスについては、(5)『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）（抜粋）を参照。

(2) 茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センター

ア 茅ヶ崎駅前市民窓口センター

(ア) 開業日時 月曜日・金曜日 11時～19時30分（祝日・年末年始を除く）
日曜日・土曜日・祝日 8時30分～17時（年末年始を除く）

(イ) 取扱業務 住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書等の交付、市税等の収納

(ウ) 証明等発行件数

年度	発行件数（件）	市全体の発行件数に対する割合（％）
平成29年度	57,459	17.2
平成30年度	54,075	17.0
令和元年度	45,114	15.3
令和2年度	25,679	9.0
令和3年度	22,331	7.8
令和4年度	20,586	7.3

※ 令和2年1月から開業日時を変更（火曜日から木曜日まで休業）

(エ) 証明書1件あたりに係る概算経費（令和4年度）472円

イ 萩園市民窓口センター

(ア) 開業日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）

(イ) 取扱業務 住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書等の交付、市税等の収納

(ウ) 証明等発行件数

年度	発行件数 (件)	市全体の発行件数に対する割合 (%)
平成29年度	8,216	2.5
平成30年度	7,572	2.4
令和元年度	6,897	2.3
令和2年度	7,134	2.5
令和3年度	6,786	2.4
令和4年度	5,862	2.1

(エ) 証明書1件あたりに係る概算経費 (令和4年度) 1,602円

ウ 市民窓口センターの証明等発行状況

市民窓口センターの証明等発行件数については、茅ヶ崎駅前市民窓口センターにおいては年々減少傾向にあり、萩園市民窓口センターにおいては近年継続して発行件数が少なく、直近5年間で見ても市全体の発行件数に対する割合が2パーセントほどとなっています。平成29年度から始まったマイナンバー制度による情報連携の進展により住民票等を取得する必要性が減少してきていること、マイナンバーカードの普及に伴いコンビニ交付サービスの利用が増えてきていること、出張所が整備されたこと等が、市民窓口センター証明書等発行件数の減少の一因であると考えられます。

施設ごとの証明等発行件数等

施設	令和4年度		平成29年度 (参考)		
	証明等 発行件数 (件)	全体に占 める割合 (%)	証明等 発行件数 (件)	全体に占 める割合 (%)	
市民課本庁	153,101	54.0	181,146	54.1	
市民窓口センター	茅ヶ崎駅前	20,586	7.3	57,459	17.2
	萩園	5,862	2.1	8,216	2.5
出張所	辻堂駅前	31,021	10.9	39,489	11.8
	香川駅前	11,333	4.0	12,742	3.8
	ハマミーナ	18,823	6.6	17,917	5.4
小出支所	8,395	3.0	11,405	3.4	
コンビニ交付	33,346	11.8	4,663	1.4	
その他	805	0.3	1,639	0.4	
総合計	283,272	100.0	334,676	100.0	

(3) 課題

廃止後は、平日（8時30分～17時）以外の窓口については、市役所本庁舎の月2回の土曜開庁日（午前）及び辻堂駅前出張所の夜間窓口（火曜日・木曜日の19時30分まで）となります。

(4) 市民サービスの補完：今後の証明書等交付事務

マイナンバー制度の進展、マイナンバーカードの普及、法改正による制度や社会状況の変化により、来庁しなくても証明書等を取得することができる方法が増えていることや証明書等を取得する必要性が今後のさらなる減少が見込まれることなどから、サービスの形態が変化していく中で、廃止による影響は少なくなっていくと考えられます。特に、マイナンバーカードについては、国を挙げて普及に取り組んでおり、近年交付が大幅に増加しており、利用については、今後さらに進んでいくことが想定されます。

現行のサービスや今後の制度改正等により想定される変化については次のとおりです。

ア マイナンバーカードの普及及びコンビニ交付サービスの取扱件数の増加

国では、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」のためマイナンバー制度を推進しており、その中でマイナンバーカードについては、令和2年度以降大幅に申請率・交付率が向上しており、令和5年6月末日現在で申請率87.8%、交付率73.2%となっています。

本市では、平成26年からマイナンバーカードを使用してコンビニエンスストアで住民票の写し及び印鑑証明書を取得すること（コンビニ交付サービス）が可能となっており、近年は、マイナンバーカードの普及に伴い、取扱件数が増加しています。

マイナンバーカード交付率とコンビニ交付サービスの取扱件数

年度	マイナンバーカードの交付率（累計）（%）	コンビニ交付サービスの取扱件数（件）
令和元年度	18.8 (令和2年4月1日現在)	6,403
令和2年度	30.9 (令和3年4月1日現在)	11,370
令和3年度	46.7 (令和4年4月1日現在)	21,971
令和4年度	66.8 (令和5年4月1日現在)	33,346

イ マイナンバー制度による情報連携の進展により、行政手続の際の証明書添付の必要性が減少しています。

ウ 戸籍法改正により、戸籍事務にマイナンバー制度が導入され、行政手続（戸籍の届出を含む）の際の戸籍謄抄本等の添付が令和5年度中にほぼ原則不要となり、令和6

年5月末までには原則不要となります。

エ 戸籍法改正により、戸籍事務がネットワーク化され、令和5年度中に本籍地以外の市区町村でも戸籍謄抄本等の取得が可能となります。

オ 電子申請による申請の受付・郵送

マイナンバーカード（署名用電子証明書を搭載したもの）をお持ちの方は、スマートフォンなどを用いて、24時間利用可能な市の電子申請システム（e-kanagawa）を御利用いただけます。

令和5年3月からは、戸籍謄抄本や戸籍附票、課税・非課税証明書等、取得できる証明書の種類を拡大するとともに、電子申請後に郵送で取得することが可能（手数料はオンラインでのクレジットカード決済機能を導入）となっています。

カ 郵送による証明書の申請・交付

住民票の写し、戸籍謄抄本等の郵送による申請の受付及び証明書等の交付を行っています。

キ 出張所での提供サービスの充実

『窓口サービス提供のあり方』に基づき、出張所の整備が完了したことにより、市民窓口センターで行っていた証明書の発行等の業務に加え、申請・届出の受付や手続などの各種サービスを提供することが可能となりました。

ク 出張所及び小出支所等の利用促進

本庁舎市民課窓口の混雑を緩和するため、すでに整備されている3つの出張所及び小出支所の認知度を上げるための広報活動を充実させ、身近な窓口としての利用を促進しています。

ケ 土曜日及び夜間の証明書交付

本庁舎市民課窓口	第2・第4土曜日	8時30分～12時
辻堂駅前出張所	火・木曜日	19時30分まで

(5) 『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）（抜粋）

※ 「(仮称) 市民センター」とは、現在の出張所のことです。

II (仮称)市民センターの整備方針と提供サービス			
1 整備方針			
<p>地域におけるサービス提供拠点となる(仮称)市民センターについては、3つの地区の拠点整備に併せて段階的に整備します。</p> <p>これにより既存の市民窓口センターについては、(仮称)市民センターへの段階的な統合を図ります。</p> <p>地域別窓口サービス提供拠点の整備方針は、次のとおりとします。</p>			
地域区分	都市拠点等	サービス提供拠点 (現在～当面)	将来のサービス 提供拠点
中心市街地地域	行政拠点地区	市役所	市役所本庁舎・分庁舎
		駅前市民窓口センター	
南東部地域	辻堂駅西口周辺地区	小和田市民窓口センター	(仮称)辻堂駅周辺地区 市民センター
北東部地域			
北部中央地域	香川駅周辺地区	香川市民窓口センター	(仮称)香川駅周辺地区 市民センター
南西部地域	浜見平地区	南湖市民窓口センター	(仮称)浜見平地区 市民センター
北西部地域		萩園市民窓口センター	
北部丘陵地域	小出地区	小出支所	小出支所
<p>※(仮称)市民センターについては、地区の将来人口推計やアクセス、3つの地区拠点のまちづくりの進捗状況を踏まえ、設置場所や整備手法も含めて今後、詳細の検討を行います。</p> <p>※市民窓口センターについては、各地区での(仮称)市民センターの整備に併せて、そのあり方について検討を行います。</p> <p>※社会情勢の変化等により必要に応じて整備方針の見直しを行います。</p>			

(6) これまでの取組

時期	内容
平成23年2月	『窓口サービス提供のあり方』策定
平成23年10月	パブリックコメント実施
平成26年5月	小和田市民窓口センター廃止 辻堂駅前出張所開設
平成27年4月	南湖市民窓口センター廃止 ハマミーナ出張所開設
平成27年10月	香川市民窓口センター廃止 香川駅前出張所開設
平成31年1月	全員協議会にて「これからの市民課窓口の運営について」 を協議
令和2年1月	茅ヶ崎駅前市民窓口センター開庁日時の縮小

5 廃止後の方向性（案）

市民ギャラリー等の廃止・移転に伴い、空いたスペースについては、民間への貸付を行い、歳入確保を目指します。

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル

貸付場所	登記簿面積 (㎡)	部屋面積 (㎡)	想定される用途	課題等
3階	329.82	会議室 A : 39 会議室 B : 36 窓口スペース : 30	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・塾、スクール ・クリニック等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には民間への貸付を想定（貸付面積は要検討） ・内装の大規模改修が想定されるため貸付期間満了後はスケルトン返し
4階	354.21	展示室のみ : 約 150		

※ 5階の民間貸付については廃止時期決定後に検討。

5階	354.21	創作室 A : 63 創作室 B : 60 創作室 C : 60	—	—
----	--------	--	---	---

(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

貸付場所	面積 (㎡)	部屋面積 (㎡)	想定される用途	課題等
1階 窓口 スペース	137.66	窓口スペース : 137.66	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・塾、スクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には民間への貸付を想定 ・内装の大規模改修が想定されるため貸付期間満了後はスケルトン返し

6 廃止等による効果見込額

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル（3階～4階）

初年度効果見込額 : 21,095,235 円 (①-②-③+④)
 次年度以降効果見込額 : 34,365,335 円 (①-③+④)

① 歳入想定額 : 18,300,000 円/年 ② イニシャルコスト : 13,270,100 円
 ③ 追加費用 (仮) : 137,500 円/年 ④ 歳出効果額 : 16,202,835 円/年

【内訳】

① 歳入想定額: 18,300,000 円/年

3～4階を民間貸付することにより、得られると想定される収入額

貸付面積 (㎡)	貸付金額 (月額/年額) (万円)
3階 329.82	82.5/990
4階 354.21	70/840

※ 貸付時の㎡単価は、3階 : 2,500 円/㎡、4階 : 2,000 円/㎡と想定

※ それぞれ1フロアで貸付することを想定

※ 5階の民間貸付については廃止時期決定後に検討

貸付面積 (㎡)	貸付金額 (月額/年額) (万円)
5階 354.21	53/636

② 撤収にかかる費用 (イニシャルコスト) : 13,270,100 円

施設	撤収 (円)
市民ギャラリー	2,335,000
窓口センター	2,432,100 (機器の移設費含む)
ネスパ茅ヶ崎ビル全体	改修費 : 8,503,000

③ 移転等にかかる追加費用 (仮) : 137,500 円/年

市民ギャラリー	公共施設予約システム改修費 : 137,500 円 ※その他事務室移転に伴う LAN 工事費等あり
---------	---

④ 歳出効果額：16,202,835 円

(単位：円)

歳出 (R3 決算 ベースで 算出)	内訳	
	市民ギャラリー管理運営経費 (人件費等)	5,211,407
	茅ヶ崎駅前市民窓口センター管理運営経費	12,340,688
	小計	<u>17,552,095</u>
歳入 (R3 決算 ベースで 算出)	内訳	
	市民ギャラリー使用料金収入 1,434,350 円	1,349,260
	※ 還付額 85,090 円	
	小計	<u>1,349,260</u>

(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

初年度効果見込額 : 10,779,638 円 (①-②+③)
 次年度以降効果見込額 : 12,656,238 円 (①+③)

- ① 歳入想定額：1,150,000 円/年 ② イニシャルコスト：1,876,600 円
 ③ 歳出効果額：11,506,238 円/年

【内訳】

① 歳入想定額：1,150,000 円/年

1階窓口スペースを民間貸付することにより、得られると想定される収入額

貸付面積 (㎡)	貸付金額 (月額/年額) (万円)
1階 137.66	9.6/115

※ 貸付時の㎡単価は、700 円/㎡と想定

② 撤収にかかる費用 (イニシャルコスト)：1,876,600 円

施設	撤収 (円)
窓口センター	1,876,600 (機器の移設費含む)

③ 歳出効果額：11,506,238 円

(単位：円)

歳出 (R3 決算 ベースで 算出)	内訳	
	萩園市民窓口センター管理運営経費	11,506,238
	計	<u>11,506,238</u>

7 廃止等にかかるメリット・デメリット（まとめ）

(1) メリット

ア 貸付による収入と、廃止・移転による歳出の抑制により、財政効果が見込まれます。

イ 民間活力による公共施設の有効活用と市民サービスの向上が見込まれます。

ウ 市民文化会館等の類似機能を有する施設の利用率向上が見込まれます。【市民ギャラリー廃止】

エ マイナンバーの利用推進につながることを想定されます。【市民窓口センター廃止】

(2) デメリット

ア 市民が利用できる公共施設が減ります。

イ 市役所の窓口混雑が発生する可能性があります。【市民窓口センター廃止】

8 経緯及び今後のスケジュール

	時期	内容
令和3年度	令和4年1～2月	政策調整会議・政策会議
	令和4年2月	市議会：全員協議会
	令和4年2月	市民窓口センター廃止（茅ヶ崎駅前・萩園）についての自治会等周知 萩園いこいの里指定管理者説明（萩園市民窓口センター廃止） ネスパ茅ヶ崎ビル利活用にかかる関係団体等協議・説明
	令和4年2月	市民アンケート（市民ギャラリー廃止に係る意見収集） ※ 茅ヶ崎駅前市民窓口センター廃止及び図書業務機能移転についても記載
	令和4年3～5月	ネスパ茅ヶ崎ビル等の利活用に係る市場調査
令和4年度	令和4年4～5月	市民ギャラリーの廃止及びネスパ茅ヶ崎ビル利活用に関する意見募集（市民ギャラリー利用者対象）
	令和4年6月	パブリックコメント
	令和4年7月～	図書業務無人受取ロッカー仕様、運用検討
	令和4年8月	「市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センターの廃止に関する方針の変更を求める陳情」の提出
	令和4年9月	図書業務補正予算
	令和4年11月	市民ギャラリー及び市民窓口センター（駅前及び萩園）廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の利活用に係るオープンハウスの実施
	令和4年11月	「萩園市民窓口センターの廃止」についての変更を求める陳情」の提出
	令和5年1月	図書業務無人受取ロッカー入札・契約 図書業務機能移転についての市民周知
	令和5年2月	市民ギャラリー利用者説明会の開催
	令和5年2月	萩園市民窓口センター廃止に関する状況等についての鶴嶺西地区まちぢから協議会及び萩園いこいの里指定管理者説明
	令和5年3月	市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針（素案）のうち萩園市民窓口センター廃止に関するオープンハウス及びアンケートの実施
	令和5年3月	図書業務無人受取ロッカー設置工事、プレ運用開始 図書業務廃止

令和5年度	令和5年4月	図書業務無人受取ロッカー本格運用開始
	令和5年6～7月	市民ギャラリー利用者個別説明会の開催
	令和5年7月	萩園市民窓口センター廃止についての鶴嶺西地区まちぢから協議会及び萩園いこいの里指定管理者説明
	令和5年8月～	市民ギャラリー創作室利用者とのヒアリング
	令和5年10月	例規等審査会（市民窓口センター設置規則廃止・市民ギャラリー条例改正）
	令和5年12月	市議会定例会（市民ギャラリー条例改正）
	令和6年3月末	茅ヶ崎駅前及び萩園市民窓口センター廃止
令和6年度	令和6年4月～	萩園窓口センター設備撤去作業
	令和6年7月～	萩園窓口センター改修工事
	令和6年10月～	萩園窓口センター民間貸付
	令和6年12月末	市民ギャラリー3階会議室・4階展示室廃止 市民ギャラリー夜間区分廃止
	令和7年1月～	市民ギャラリー3階会議室・4階展示室設備撤去作業 市民ギャラリー事務室移転（3階⇒5階）作業
令和7年度	令和7年4月～	ネスパ茅ヶ崎ビル3階・4階改修工事 市民ギャラリー事務室移転（3階⇒5階）
	令和7年7月～	ネスパ茅ヶ崎ビル3階・4階民間貸付

市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等
並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針
令和5（2023）年8月

発行 茅ヶ崎市

編集 経営総務部資産経営課資産経営担当（公共施設マネジメント・利活用に関すること）
文化スポーツ部文化推進課生涯学習担当（市民ギャラリーに関すること）
市民部市民課戸籍住民担当（市民窓口センターに関すること）

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-1111（代表）

F A X 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>

